

1. 東日本大震災について

(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

ア. 水道施設の被害状況

東日本大震災により、19都道府県の水道施設に被害があり、これまでに少なくとも累計で約230万戸で断水し、今なお、岩手県、宮城県、福島県の3県で4.5万戸が断水している。現在、断水が継続している地域は、津波により家屋等が流出した地域や土砂災害で避難指示等が出され居住ができない地域であり、それ以外の地域では全て復旧が完了した。

イ. 水道施設の復旧・復興

震災直後より、全国各地の水道事業者から応援給水と応急復旧について数多くの支援をいただいた。応援給水については、昨年8月中旬まで、延べ552事業者から641台の給水車が派遣された。応急復旧については、4月中旬頃まで、各地より26班約140名が現地で漏水修繕等の対応をしていただいた。

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき、新たに「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。平成24年2月末現在、183被害事業者より245件の災害査定申請があり、今年度内に239件の災害査定を実施する予定である。なお、既に災害査定を実施した226件の査定済事業費は、約252億円である。

また、津波等により壊滅的な被害を受けた市町村（水道事業者）等が行う水道の復興に対して技術的支援等を行うため、昨年7月に有識者、関係水道事業者、関係団体で構成する「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、現在活動中である。

さらに福島県においては、3月末を目途に、現在の警戒区域、計画的避難区域が再編され、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰宅困難区域の3区域となることが復興庁及び原子力災害対策本部から示されている。区域内で作業される事業者、またその事業者に応援をされる事業者におかれては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離規則）」（平成23年厚生労働省令第152号）、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等を参照の上、除染等業務に係る放射線障害防止対策について万全を期されたい。

（除染等業務に係る放射線障害防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/josen_gyoumu/index.html）

ウ. 東日本大震災水道施設被害状況調査

未曾有の大震災における水道施設の被害状況や水道関係者による対応状況を体系的に記録して、分析・考察を行い、被災地の一日も早い復興を支援するとともに、大震災の教訓を踏まえ、災害に強い水道施設の構築に向けた施策の見直しに反映させるため、平

成23年度第3次補正予算により財源を確保し、「東日本大震災水道施設被害状況調査」を昨年11月末から実施している。

本調査は、被災地域の水道事業者、各水道関係団体からの資料を基に、被害状況調査報告書を作成するとともに、水道施設復興計画方針の作成、災害に強い水道施設を構築するための提言書を取りまとめる予定である。関係都府県水道担当部局、水道事業者、水道用水供給事業者においては、引き続き、受託業者が実施する資料収集、アンケート調査、現地ヒアリング等調査業務への積極的な協力をお願いする。

(2) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、内閣府原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標が食品衛生法に基づく暫定規制値とされたことを受けて、平成23年3月19日付け健水発0319第1号・第2号及び平成23年3月21日付け健水発0321第1号・第2号厚生労働省健康局水道課長通知により、超過した場合の水道事業者等の対応とともに、水道水中の放射性物質に係る指標等（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児の摂取は100Bq/kg）及び放射性セシウム200Bq/kg）を定め、都道府県及び水道事業者等に対して通知されている。

厚生労働省では、平成23年4月4日に当面の指標等の取扱い及び今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針を定め、同方針に基づく検査結果を取りまとめて、公表を行っている。

「水道水における放射性物質対策検討会」においては、モニタリング結果や同検討会構成員により提供された知見等を踏まえ、水道水中の放射性物質対策に係る今後の課題について検討を行い、平成23年6月時点の知見の集約として中間取りまとめを行った。

その後、厚生労働省では、同中間取りまとめに基づいて、モニタリング方針を見直すとともに、平成23年10月に「水道水等の放射能測定マニュアル」を取りまとめるなど、モニタリング結果の公表と併せて水道水の安全性確保に万全を期しているところである。

こうした放射性物質汚染への対応に伴い発生した営業損害や検査費用等は、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の補償対象として、東京電力株式会社が補償基準を作成して、年度内より賠償手続きが開始される。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、飲料水を含む食品の経口摂取による内部被ばくを許容できる線量以下に管理するための新たな基準値を定めることとされた。水道水についても、指標等を見直して新たな目標を設定し、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等を定めることについて、水道水における放射性物質対策検討会における検討、放射線審議会への諮問・答申、パブリックコメントの募集等の手続きを経て、平成24年3月5日の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承、平成24年4月1日から適用することとされ、平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知したところである。

水道水の新たな目標は、食品衛生法に基づく飲料水の基準値との整合を図るととも

に、平成23年3月以降の水道水中の放射能のモニタリング実績を踏まえ、水道施設における管理の可能性を考慮して設定している。見直しの結果、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされた。

また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kg以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施や、水道水源や検出状況に応じた検査頻度の設定、管理目標値を超過した場合の原因究明・関係者への周知・飲料水の手配の準備・摂取制限等の対応を定めている。水道事業者等におかれては、見直しの結果に基づくこれらの対応について願います。特に、除染特別地域、汚染状況特別調査地域等の市町村では、水道水及び水道原水の監視に遺漏なきよう努められたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約することとしているが、今後、モニタリング結果及び測定計画のデータベース化を進めることとしており、厚労省への報告様式についても一部手直しを予定しているので御了知願いたい。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水の他、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から昨年6月16日付けで「放射性物質が検出された上下水道等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付で関係14都県に周知した。この「考え方」は、12月28日付けで一部変更されたため、同日付で再周知した。浄水発生土の処理・処分等については、下記特別措置法に従うが、有効利用については、従前の通りとなっている。

浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が本年1月1日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8千Bq/kgを超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行っていただくことになるが、放射性物質を含む浄水発生土に係る処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた費用は、原子力損害賠償制度で東京電力株式会社が賠償することとなっている。

(4) 昨年夏の電力制限への対応

東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴い電力需給が逼迫し、東京電力管内において、計画停電が3月14日から3月28日までの平日に実施された。停電による断水は最大で約26,000戸（3月17日）にのぼった。

その後、計画停電は回避されたものの、電力需要がピークとなる夏場には10%程度の電力不足が見込まれた。そのため、大口需要家（契約電力500kW以上の事業者）に対し、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を

活用した電気の使用制限が実施され、ピーク電力の15%をカットする必要が生じた（東京電力：7月1日～9月9日（繰り上げ終了）、東北電力：7月1日～9月9日。いずれも9時～20時。）。ただし、水道が生活、医療活動、消火活動、産業活動等に不可欠のライフラインであることに鑑み、大口需要者である水道事業者等については、電力の使用制限率が5%に緩和された。

制限緩和を受けた水道施設は全部で181施設であり、それぞれの施設において節電行動計画の提出が必要とされた。使用制限の期間後、計画のフォローアップを行ったところ、最も削減率の低い施設で5.3%となり、すべての施設で使用制限が遵守された。